

女性活躍推進法に基づく賃金の差異の情報公表について

常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主に対して、男女の賃金の差異の公表が義務化されました。

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	備考
全労働者	69.3%	基本給は等級により決まっていますので、男女の差異はありません。 【男女の賃金の差異の要因】 勤続年数の長い男性が多い 産前産後・育児休業の女性が多い 時短勤務、パートタイマーの女性が多い
正職員	72.1%	
非正規職員	80.6%	

対象期間～令和4年1月1日～12月31日

賃 金～基本給、時間外、賞与含む。通勤手当除く

非正規職員～パートタイマー、有期雇用契約者、嘱託職員